

湘南学院高等学校

いじめ防止対策マニュアル

平成 26 年 5 月 1 日 作成

令和 7 年 4 月 1 日 改訂

▲▲ も く じ ▲▲

I いじめ問題に関する基本的な考え方……P.	2
II いじめの未然防止……P.	4
III いじめの早期発見……P.	7
IV いじめの早期解決のための取組み……P.	9
V インターネット上のいじめへの対応……P.	12
VI いじめ防止のための組織の設置……P.	13
VII 重大事態への対処……P.	14

湘南学院高等学校

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為です。

いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる問題として捉え、学校、家庭、が中心となつて、場合によっては地域と連携し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。学校はいじめ問題の取組みにあたって、いじめ問題の特徴と変化を常に理解しなければなりません。そして、問題が発生したら一人の教職員で抱え込むことなく、個人情報に細心の注意を払いながらも、学校全体で問題に対応することが必要です。

さらに、いじめは断じて許さないという毅然たる態度を示す必要があります。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う(当該生徒と同じ学校に在籍していない場合も含む)心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となつた生徒が心身の苦痛を感じているもの」(「いじめ防止対策推進法」第2条)を言います。「いじめ」行為の根本は、相手の心を「読めない・配慮できない幼児性」の発露であり、それゆえ成長した人間にとっては「恥ずかしくて醜い行為」です。なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断においては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要です。

2 いじめに対する基本認識

従来のいじめに対する考え方は、「いじめ・いじめられ」という相互に及ぶ経験として、逞しさを身に付けたり、他者への思いやりや労りを学ぶ機会として考え、教師など大人が積極的な指導に関与することは少ないものでした。

しかし、近年のいじめは、従来に比べ、特に陰湿になって、遊び半分のものも多く見られ、それが自殺や犯罪・非行等の重大な結果に結びつくことも多くなっています。また、その性質上、問題が顕在化しにくく、事態の深刻化に気づきにくいとも言われています。そこで、教職員が以下の(1)から(6)までの認識を持ち、いじめ問題に適切に対応することが必要です。

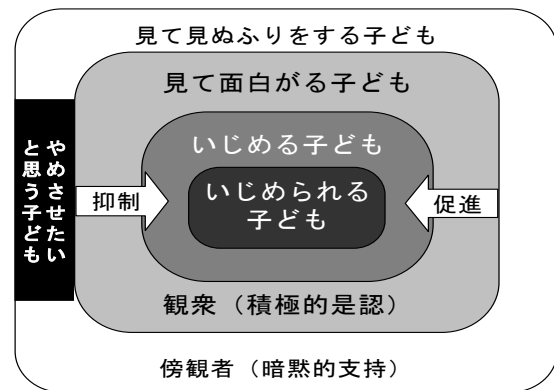
- (1)いじめは、いじめを受けた生徒の人格の尊厳を損なう、人間として絶対に許されない行為である。
- (2)いじめは、特別な問題を抱えた生徒ということではなく、どの子どもにも、そしてどの学校でも、起こりうる問題である。
- (3)いじめは、家庭や対人関係など、様々な背景から、様々な場面で起こり得る。
- (4)いじめは、加害・被害という二者関係ではなく、「観衆」「傍観者」といわれる周囲の生徒に対する注意も必要である。
- (5)いじめは、大人には気づきにいくところで行われることが多く、発見しにくい。
- (6)いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取扱われるものもある。

3

いじめの構造

いじめられた子どもは、集団の中で他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれていきます。そこには、意図的に孤立させようとする集団の構造上の問題が潜んでいます。いじめは当事者だけでなく、その周りには、はやしたてる「観衆」や無関心を装う「傍観者」の存在があります。

いじめ行為においては、被害者がいじめを受けていることをだれにも訴えないことやいじめ側の要求(小暴力・金品の要求など)に被害者が弱者ゆえ答えてしまうという構造がありますので、いじめ側は罪の意識が希薄化し、その行為がさらにエスカレートしていくという特徴があります。また、そのいじめを積極的に是認している「観衆」が多いことも、いじめを一層エスカレートさせることにつながります。一方で、見て見ぬふりをしている「傍観者」は、被害者から見るといじめを暗黙のうちに指示しているように見ることがあります。まず、この「傍観者」がいじめの仲裁者となれるような指導を行うことが大切です。



4

いじめにおける子どもの心理

(1)いじめられている子どもの気持ち

いじめられている子どもは、孤立した状態にじっと耐えていたり、だれとも親しくせず防御的な態度をとったり、いじめられていると認めたくない心理になっていることを理解し、支援することが重要です。

ア 自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、告げ口したとしてさらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わない、言えないことが多くあります。

イ 屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがあります。

ウ いじめられるのは自分に原因があるからと自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがあります。

エ ストレスや欲求不満の解消を他の子どもに向けることがあります。

オ いじめられている子どもの特徴的要因

- ・孤独で無口な性格
- ・自分の言動に自信がない
- ・幼稚な言動が多く、周囲を考えない
- ・能力や身体的な劣等感が強い
- ・自己中心的で周囲の迷惑を考えない
- ・教師にすぐ告げ口する
- ・学習や特技に秀でていることをひけらかす
- ・コミュニケーション能力が欠如している

(2)いじめている子どもの気持ち

いじめている子どもが悩んでいた、寂しい思いをしていたりする場合も多くあります。その子どもの心理面や動機、背景に視点をあて、適切に指導することが重要です。

ア いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行います。つまり、ゲーム的感覚でいじめを捉えているわけです。

イ 自分がいじめのターゲットにならないように、いじめに加わることがあります。つまり、自己を防衛する・自分の地位を確保するという心理が働いているわけです。

ウ いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えることがあります。

エ 学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口的手段としてすることがあります。

オ 周囲の人の自分との差異(個性)を柔軟に受け入れられないでいることがあります。そこで、異質なものを排除しようとする心理が働くわけです。

カ いじめている子どもの特徴的要因

- ・欲求不満
欲求不満の対象＝保護者の過大評価や放任姿勢・教師の対応の不公平・愛情不足
- ・保護者の暴力への代償行動
- ・自分がいじめられた経験からくる逆転現象
- ・学業不振、家庭環境への劣等感
- ・身体的、精神的発達障害

Ⅱ いじめの未然防止

いじめを未然に防ぐには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図ることがまず必要です。

また、学校の教育活動全体を通じて、豊かな心を育て、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことが大切です。

生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、周囲の友人や教職員との信頼関係を築きながら、規則正しい態度で授業や行事、部活動に主体的に参加・活躍し、学校や地域の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを実施することが重要です。

1

いじめの防止のための共通理解と学校体制の確立

いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で全教職員に周知していくとともに、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくり、教育相談がしやすい環境づくりなどの学校体制を確立していきます。

- 日々変化するいじめ問題の理解と対応マニュアルを作成する。
- 生活面・学習面に関する生徒への指導についての校内研修を実施する。
- 教育相談を活用する。
- 教職員同士の連携を強化する。

2

生徒との信頼関係の確立

生徒と温かい信頼関係を作り上げていくためには、教職員は日ごろから生徒の心に寄り添うことを心がけ、生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解できるよう、教育相談の考え方や態度を身に付けていきます。

また、生徒と同じ目線で物事を考え、生徒たちと場を共有し、生徒の些細な言動から個々の生徒の状況を推し量ることができる感性を高めていきます。

また、担任教師としては、以下の3点の把握に努めることが肝要です。

- ・個性の把握＝生徒一人一人の「性格」を把握する。
- ・常態の把握＝生徒一人一人の「日常」を把握する。
- ・環境の把握＝生徒一人一人の「家庭環境」を把握する。

- 生徒面談・保護者面談等個別指導に関する校内研修を実施する。
- スクールカウンセラーとの連携を強化する(いじめ問題に関する連携の強化)。
- ホームルーム活動の充実を図る。
- 生徒の自主性を重んじると同時に、教員が生徒個々を理解して指導するクラス運営を確立する(ホームルーム・授業)。

3

命や人権を尊重し、豊かな人間性を育む

学校の教育活動全体を通じて、生徒が他人を思いやることができる心を育むための道徳教育や、生命尊重の精神や人権感覚を育むための人権教育を充実させていきます。

また、体験活動等の推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てていきます。

- 生徒の自主・自立を促す指導(学習面・生活面・進路選択・部活動等)を確立する。
- 人権教育・道徳教育を中心にして、人間尊重の精神を確立させるホームルーム活動・総合的な学習の時間を充実させる。
- 各授業におけるグループによる討議や調査研究等の言語活動を活用した協働的な学習を推進する。

4

生徒の自己有用感や自己肯定感、自浄力を育む

学校の教育活動全体を通じ、教職員が生徒に対して愛情を持ちながら、温かい声かけを行い、生徒自身が認められている、満たされていると感じることができるよう、生徒の自己有用感や自己肯定感を高めていきます。また、生徒たちの自主的、主体的な活動を推進します。

- 指導内容を明確にして、内容理解を実感できる授業の工夫を行う。
- 教科指導法の充実と生徒が積極的に参加できる授業の工夫を行う。
- 授業や課外活動における生徒の自主・自立を重んじた指導の工夫を行う。
- 学業不振の生徒に対する個別的・集団的指導の充実を図る。
- 生徒に責務を理解させる行事や場の設定を推進する。
- 生徒会によるボランティア活動を推進する。
- 部活動や委員会活動などの集団活動の充実を図る。

5

保護者や地域に開かれた学校づくり

いじめ問題は、学校や家庭だけの問題として捉えるのではなく、すべての大人たちの問題として取り組む必要があります。日ごろから家庭や地域と共通理解を図るために、常に開かれた学校づくりに努め、保護者研修会の開催やホームページ、学校だより等による広報活動を積極的に行います。

- ホームページや学校通信、保護者会等で学校の指導方針と現状を報告する。
- 保護者が相談しやすい体制を整備する。
- PTAと連携して、青少年・生徒の現状や人権に関する保護者向けの研修会を開催する。
- 周辺自治会等の行事へ積極的参加し、地域との連携を図る。
- 警察や児童相談所等の関係諸機関との日常的な連携を強化する。

Ⅲ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識する必要があります。また、いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が拡大して関係が複雑になり、解決も困難になります。

たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、教師として、学校としていじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが大切です。

そのために、日ごろからの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報の共有を行うことが重要です。

1

いじめのサインを受け取るために

近年のいじめは、陰湿化・潜在化し、把握しにくくなっています。そのため、教職員は日ごろから生徒たちをしっかりと観察し、行動や生活の様子の小さな変化も見逃さず、いじめではないかという視点で見直し、いじめを見逃さないよう積極的に認知します。

- 休み時間、清掃時間、放課後などの、教師が生徒たちと一緒に過ごす機会を確保する。
- 学級日誌を活用して、生徒の変化を把握する。
- 学年会等で定期的に生徒の情報を交換し、教職員同士での個々の生徒情報を共有する。

教師のいじめ発見のチェックポイント

常態の把握

①生活面

- ・遅刻・欠席が増える。
- ・忘れ物が多くなる。
- ・表情がさえず、うつむき加減になる。
- ・泣いた気配が感じられる。
- ・周囲が何となくザワついている。
- ・席を代えられている。
- ・1人でいることが多い。
- ・清掃をサボることが多い(無理にやらされている可能性あり)。
- ・人の嫌がることを一人でやっている(無理にやらされている可能性あり)。
- ・急いで一人で帰るか、用もないのに教室に残っている。

- ・独り言が多くなる。
- ・視線を合わせない。

②学習面

- ・授業態度が不真面目になる(無理にやらされている可能性あり)。
- ・ふざけた質問をする(無理にやらされている可能性あり)。
- ・テストを白紙で出す(無理にやらされている可能性あり)。
- ・頭痛・腹痛を訴えて、保健室に行きたがる。

③その他

- ・衣服が汚れている。
- ・持ち物や机にいたずら書きをされる。
- ・服装・髪型が乱れる(無理にやらされている可能性あり)。
- ・ものを隠される。

家庭でのいじめ発見のチェックポイント

- ・急に性格が暗くなり、呼びかけても返事をしなくなる。
- ・学校生活のことを話さなくなる。
- ・小遣いを欲しがったり、家庭から品物やお金を持ち出したりすることがある。
- ・学用品、靴、傘などがなくなったり、壊れていたりすることがある。
- ・衣服が汚れていたり、ケガをしたりしていることがあっても、理由を言わない。
- ・家庭内の弱い者にあたるようになる。
- ・学校に行きたがらなかつたり、理由もなく早退したりする。
- ・外に出ず、部屋に閉じこもって考え事をしている。
- ・家族との食事を嫌がり、会話も嫌がる。
- ・弁当を残してくる(特に白米)。
- ・今まで親しかった友達と遊ばなくなったり、話題にも出てこなくなったりする。
- ・おどおどしたり、落ち着きがなくなったりする。
- ・電話で急に呼び出され、帰宅後元気がない。

2

教育相談を通じた把握

学校全体で定期的な面談の実施や、生徒が希望する時には面談ができる教育相談体制を確立し、いじめられている生徒や周りの生徒、保護者が相談しやすい環境を整備することにより、いじめの早期発見につながるようにします。

- いつでも利用できる相談室の充実を図る。
- スクールカウンセラーや公的な教育相談機関との連携を強化する。
- 保護者が相談しやすい関係を構築する。

定期的な学校生活アンケート調査を実施し、生徒を客観的に把握することになります。実施方法(記名式等)については、状況に配慮して実施します。

●全校いじめ防止に関するアンケート調査を実施

Ⅳ いじめの早期解決のための取組み

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で問題を抱え込まず、速やかに組織的に対応することが必要です。また、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導しなくてはなりません。

また、家庭や行政機関への連絡・相談、いじめの内容によっては、警察等の関係機関との連携が必要です。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

いじめを認知した、またはその疑いがあった場合、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関係している生徒に適切な指導を行い、そのいじめに対し、組織対応するため全教職員に周知し、多方面からの確かつ迅速に対応します。さらに保護者の対応についても誠意を持ち、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立します。

(1) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全の確保

いじめの相談や通報に来た生徒から話を聞く場合は、他の生徒の目に触れないよう、時間や場所等に十分な配慮を行い、それらの生徒を徹底して守るため、休み時間や清掃時間、放課後等においても教職員が見守る体制を整えます。

(2) 「組織A」による対応と情報共有 ※「組織A」…P. 13 参照

発見・通報を受けた教職員はそれを一人で抱え込まず、いじめ事案に迅速かつ適切に組織で対応するため、「組織A」で情報を共有し、問題解決のための方策を検討し、全教職員の協力体制のもと対応します。

(3) 多方面からの情報収集による正確な事実の把握

正確な事実関係を把握するため、速やかに関係生徒や教職員、保護者等の第三者からも事実確認等を行い、管理職の指示のもとに教職員間で連携して対応していきます。事実確認を行う場合は、複数の教職員で対応することを原則とし、当事者のプライバシーや個人情報等

の取扱いには十分に注意を払います。

(4) 関係する保護者への説明

事実確認の結果は、校長などの管理職が責任を持って、関係する保護者に全ての事実を伝え、今後の学校の対応方針に理解を求め、協力を要請します。なお、いじめ重大事態と判断する場合は、福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課を通じ知事に報告します。また、いじめが犯罪行為と認められる場合は、所管警察署に相談して対処します。

2

問題解決のための適切な指導と支援

様々な立場からの事実確認した情報を一元化し、いじめの全体像を把握してから、全教職員に対応方針や指導方針を徹底し、いじめを受けた生徒やいじめを行った生徒に対する適切な指導や支援を行うとともに、いじめを再び起こさないための学校づくり、集団づくりに取り組みます。また、それらの内容を関係する保護者に説明し、指導方針や支援方針の具体策を提示し、再発防止への協力を要請します。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(1) いじめられた生徒や保護者への支援

ア 生徒に対して

- ・事実確認とともに、いじめられている生徒の立場に立ち、生徒の気持ちを受容的・共感的に受け止め、心の安定を図ります。
- ・事実を正直に言えない場合や認めたくない場合は、最後まで全力で守り通すという姿勢を示すとともに、できる限り不安を除去し、心身の安全を保障します。
- ・スクールカウンセラーや関係諸機関との連携を図り、心のケアに努めます。
- ・生徒の意向を考えながら、必要に応じて学校生活への配慮を行います。

イ 保護者に対して

- ・保護者の心情に配慮しながら誠意をもって対応します。家庭訪問等で保護者に事実関係を正確に説明します。
- ・学校で安心して生活できるように約束するとともに、学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過については、継続して保護者と連携を取りながら、問題解決に向かって取り組みます。また、解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行います。

(2) いじめた生徒への指導・支援や保護者への助言

ア 生徒に対して

- ・生徒が抱える課題など、いじめの背景にも目を向けて事実確認を行います。
- ・いじめられた生徒の気持ちを考えさせ、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
- ・集団によるいじめの場合、集団内の力関係や個々の言動を正しく分析して指導します。
- ・生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮しつつも、いじめの状況に応じて、特別指導

(「生徒指導マニュアル」による)を行うほか、内容によっては警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を取ります。その際、生徒の個人情報等の取扱いには十分に留意します。

- いじめの要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた指導や支援を行います。

イ 保護者に対して

- 正確な事実を伝え、保護者の思いも聞きながら、いじめが許されないことを理解できるように、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、今後の関わり方などについて、保護者と一緒に考え、継続的に助言を行います。
- 生徒が同じことを再び繰り返さないよう、学校と保護者が連携して生徒を育てていく姿勢で対応します。

(3) 周りの生徒たちに対しての働きかけ

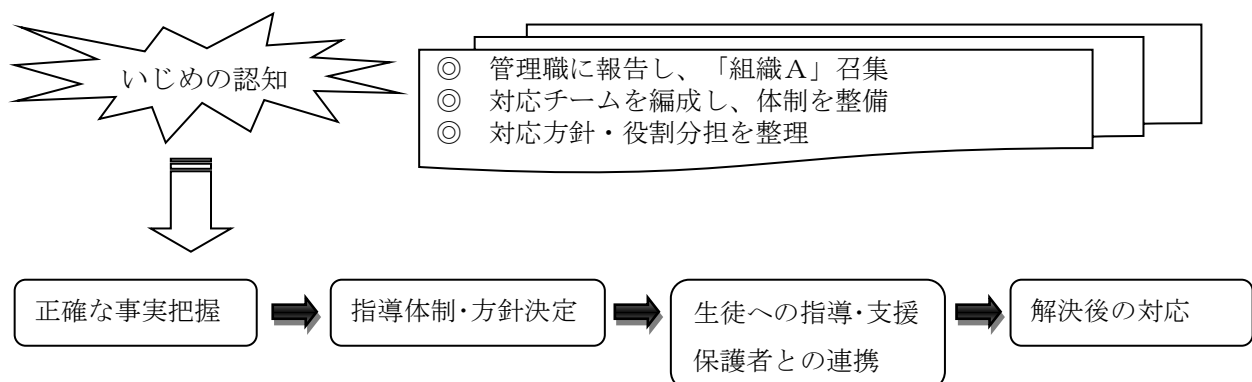
- 当事者だけの問題にとどめず、いじめを見ていた生徒にも自分の問題として捉えさせ、いじめを抑止する仲裁者になることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやし立てたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担していることを理解させるよう指導します。
- 必要に応じて、学級や学年、学校全体の問題として考え、「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を生徒たちに広げ、再発防止へ向けた指導を行います。

(4) 経過観察と再発防止に向けた継続した指導

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き保護者と連携しながら生徒の経過観察を行い、必要に応じて「組織A」で課題等の検討と事後指導の評価を行い、追加の支援や指導を行います。
- いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーや公的関係機関の活用も含め、継続的な指導や支援を行います。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的な取り組みや生徒指導体制を見直し、再構築していきます。

3

いじめ対応の基本的な流れ



- ① いじめの相談を受けた、又はいじめを発見した特定の教職員で問題を抱え込まず、学年リーダー及び管理職へ報告する。
- ② 報告を受けた学年団は、いじめを止める。
- ③ 内容を詳細に管理職（校長）へ報告する。
- ④ 定例会議をしている組織A（いじめ防止対策委員会）を臨時招集し、いじめの把握と、その後の対応を協議する。
- ⑤ 協議の末全校体制が必要であると判断した場合、組織B（危機管理委員会）を招集し、対応チームを組織する。「いじめられた生徒や通報してきた生徒の安全確保」「組織による対応と情報共有」「多方面からの情報収集による正確な事実把握」「関係する保護者への説明」等を行う。

V インターネット上のいじめへの対応

教職員はインターネット上で発信される情報の特質を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握することが大切です。

また、パスワード付きサイトやソーシャルネットワーキングサービス(LINEも含む)、携帯電話等のメールを利用したいじめについては、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育をすすめるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが不可欠です。

ネット上のいじめを発見した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応をとり、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく必要があります。

1

未然防止のために

インターネット上で発信された情報の流通性、発信者の匿名性等、情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、また、適切に対処することができるよう、保護者と緊密に連携・協力することが不可欠であり、双方で指導を行います。

- 情報科の授業において情報モラル教育の充実を図る。
- 生徒向けのスマートフォンやネット利用の功罪を説く広報啓発活動を推進する。
- 保護者向けのスマートフォンやインターネット利用の功罪を説く広報啓発活動を推進する。

2

早期発見・早期対応のために

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバ

イダに対して速やかに削除する措置をとります。措置をとるに当たり、必要に応じて法務局や地方法務局、警察等の専門的な機関に相談・通報し、適切に援助を求めます。

- 専門的な機関との連携を強化する。
- 書き込みや画像等の削除や対応などの具体的な方法を指導する。
- 保護者向けの研修会を開催する。
- アンケート調査にインターネットに係る項目を設定する。

3

事案解決後の対応

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュ(検索エンジンが検索結果を表示するための索引を作る際に検索にかかった各ページの内容を保存したもの)が残っているため、必要に応じてその後の書き込み状況の経過を見るようにします。

VI いじめ防止等のための組織の設置

いじめ問題への取組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめの根絶」という強い意志を持ち、学校全体で組織的に対応することが必要です。また、必要に応じて外部の専門家等が参画することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資すると考えられます。

このことから、いじめ問題への組織的な取組みを推進し、共有された情報から組織的に的確に判断する、いじめに特化した「組織A」を設置し、その委員会を中心として、教職員全員で総合的ないじめ対策を行うことが必要です。

また、学校基本方針の策定とともに定期的な見直し等を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組みを展開することが大切です。

1

「組織A」の設置

学校全体でいじめ問題に対応するために、いじめ問題に取り組むに当たって中核となる「組織A」を設置し、学校基本方針に基づく取組みや年間計画の作成、取組みの見直し等を行います。
《定例開催》

また、いじめ事案に対しては機動的に対応し、その情報を集約し、今後の対応方針や指導方針について検討を行う中核的な役割を担います。

《緊急開催》

同組織内での検討内容や事案の対応等については、職員会議等を通じて全教職員で情報を共有します。

(1)「組織A」の構成

《定例開催》(毎月1回程度開催)

管理職・生活指導リーダー(組織A委員長)・各学年リーダー・生活指導サブリーダー
養護教諭

《緊急開催》

管理職・生活指導係・該当学年リーダー(必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員)

(2)活動内容

《定例開催》

- ・いじめ防止等の取組み内容の検討、方針・年間計画作成実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめ防止に関する年2回行うアンケート内容の検討・実施策定

《緊急開催》

- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定・報告

2

いじめ防止指導等年間計画

いじめの未然防止や早期発見・早期対応、早期解決にあたるためには、学校全体で年間を通じて組織的、計画的に取り組む必要があります。そのため、いじめ防止の観点から、学校の教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組みを体系的・計画的に実施します。

また、いじめへの対応に係る教職員の資質能力の向上を図るための校内研修や、いじめ問題への取組みについての点検を定期的に行い、学校が一丸となって組織的に対応するため、いじめ問題についての共通理解を深めます。

VII 重大事態への対処

生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事態が発生した場合、速やかに私学振興課や警察等の関係諸機関へ報告し、関係機関と連携を図りながら重大事態に迅速に対応します。

事実関係を明確にするため校内関係者、保護者への聞き取り等の調査を実施した場合、その調査結果の情報を、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に提供します。また、その調査結果の報告を受けた県知事が、重大事態の対処または同種の事案の発生の防止のために必要があると認めた場合は、第三者で構成する附属機関が再調査を行います。

1

重大事態の意味

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 重篤な精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合(年間 30 日を目安)
- ※目安に関わらず、学校の判断による。
- 生徒及びその保護者から重大事態に至ったという申立てがあった場合
- いじめ重大事態(疑いも含む)と認められる場合
- ※上記の調査においていじめはなかったという結論ありきとして扱うことがないよう、注意を払う。
- ※重大事態ではないと考えたとしても、適切かつ真摯に対応するとともに、場合によっては私学振興課に連絡・相談する。

2 「組織B」の設置と構成員

重大事態が発生した場合、福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課を通じて知事に報告し、場合によっては私学振興課の指示を仰ぎます。

[構成員] 「組織B」は、「危機管理委員会」のメンバーで構成します。

管理職・各分掌リーダー・各学年リーダー

(必要に応じて 生活指導サブリーダー・養護教諭・スクールカウンセラー・教育相談員・弁護士)

※ 組織を構成する第三者の参加については、公的機関と相談し構成員を決定し、学校長が任命する。

3 「組織B」の活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での情報提供と説明
- ・県知事への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果報告を提出

4 調査結果の提供及び報告

その調査結果の報告を受けた知事が、重大事態の対処または同種の事案の発生の防止のために必要があると認めた場合は、第三者で構成する機関が再調査を行います。

湘南学院高等学校いじめ防止対策マニュアル改訂履歴

平成 26 年 5 月 1 日 作成

令和 2 年 3 月 1 日 改訂

令和 4 年 8 月 26 日 改訂

令和 7 年 4 月 1 日 改訂